

○広島修道大学大学院経済科学研究科履修細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づき、経済科学研究科の学生の履修について必要な事項を定める。

(単位算定基準)

第2条 各授業科目は、30時間の授業をもって2単位とし、60時間の授業をもって4単位とする。

(年次)

第2条の2 この細則における年次は、入学日を基準とする1年単位の区切りをいう。

(履修登録)

第3条 学生は、各年次又は各学期の初めの指定期日までに所定の履修届によって、当該年度に履修する授業科目を研究科長に届け出なければならない。

2 前項による履修登録には、履修確認のための期間を指定する。

3 研究指導の授業科目は、指導教員が担当する授業科目とする。なお、研究指導の授業科目の届け出期日は別に定める。

(履修登録の変更等)

第4条 前条の規定によって登録した授業科目の変更、取消及び追加は、原則として認めない。ただし、教育上特別の事情があると、経済科学研究科委員会において認める場合には、この限りではない。

2 学則第14条第2項に基づき、指導教員の変更が生じた場合は、既に届け出た研究指導の授業科目の単位は、変更後の担当教員の担当する研究指導の授業科目の単位とみなす。

(学修評価の基準)

第5条 学則第24条に定める学修評価は、次の各号の基準により行い、AA・A・B・Cは合格、Dは不合格とする。なお、Xは評価不能を示す。

(1) AAは、90点以上100点までとする。

(2) Aは、80点以上89点までとする。

(3) Bは、70点以上79点までとする。

(4) Cは、60点以上69点までとする。

(5) Dは、59点以下とする。

第2章 博士前期課程

(博士前期課程の修了所要単位)

第6条 博士前期課程の学生は、「研究指導」各年次4単位、計8単位と各専攻ごとに定められた学則別表のA群、B群、C群及びD群から22単位以上、合計30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が特別な事情があると認めた場合、指導教員の担当する研究指導を1年間で8単位修得することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、長期履修学生の研究指導は修業年限内に合計で8単位修得すればよいものとする。

4 第1項の場合において、社会人入試によって入学した博士前期課程の学生(以下「社会人学生」という。)の場合は、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。その場合、「課題研究Ⅰ・Ⅱ」計4単位と各専攻ごとに定められた学則別表のA群、B群、C群及びD群から30単位以上、合計34単位以上を修得することとする。

(社会人学生)

第7条 社会人学生は、学期の初めの指定期日までに、「研究指導」を履修し修士論文を提出する方法と、「課題研究Ⅰ・Ⅱ」を履修し、課題研究論文の提出を行う方法の2つのうちいずれかの方法を選択し、所定の届によって研究科長に届け出なければならない。

2 前項の届出の変更は、原則として認めない。

3 特別に指定するものを除き、夜間の時間帯に開講される講義科目を履修できるのは、社会人学生に限る。

(課題研究)

第8条 課題研究論文を提出する社会人学生は、研究指導を履修することができない。

2 課題研究論文は、原則として一課題につき10000字以上とし、審査は経済科学研究科委員会で行う。

(履修制限単位数)

第9条 博士前期課程の学生は、修士論文を提出する学生にあつては各年次に30単位、課題研究論文を提出する社会人学生にあつては各年次に34単位を超えて履修することはできない。

2 博士前期課程の学生が、第15条に定める学部の授業科目を履修する場合には、これを第1項の単位数に含めないものとする。

第3章 博士後期課程

(博士後期課程の修了所要単位)

第10条 博士後期課程の学生は、指導教員が担当する「特殊研究指導」各年4単位、合計12単位を修得しなければならない。ただし、学則第26条第1項ただし書き及び第3項ただし書きが定める優れた研究業績を上げた者については、1年間で8単位又は12単位修得できるものとする。

2 前項ただし書きの優れた研究業績を上げた者は、広島修道大学学位規程に関する経済科学研究科内規第3条に規定する要件を満たしていると研究科委員会が認めた者とする。

(講義科目の履修)

第11条 指導教員が必要と認めた場合には、研究遂行に必要な知識修得のため、講義科目(本研究科他専攻の講義科目を含む。)を履修することができる。

2 前項の場合、履修希望科目の担当教員の承認を得なければならない。

(副指導教員)

第12条 学則第14条第1項に規定されている指導教員の他に、副指導教員を定めることができる。

2 前項の場合、研究科委員会の承認を得なければならない。

第4章 その他

(既修得単位の認定)

第13条 博士前期課程の学生が、入学する前に大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本研究科において修得したものとみなすことができる。ただし、研究指導、課題研究Ⅰ・Ⅱについては、既修得単位として認定することはできない。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、本大学院研究科専攻の授業科目において修得した単位以外のものについては15単位をこえないものとする。

3 前2項により認定された単位は、修了要件の単位に含まれる。

(他研究科、他専攻における授業科目の履修)

第14条 博士前期課程の学生は、指導教員の承認を得たうえで、他研究科又は他専攻の授業科目を15単位まで履修することができる。

2 前項の場合、履修希望科目の担当教員及び当該研究科長の承認を得なければならない。

3 第1項により修得した単位は、学則第17条から第20条までに定める他の大学院等での履修単位の認定と合わせて15単位を限度に選択科目の修了要件として単位数に含めることができる。

(学部の授業科目の履修)

第15条 指導教員が必要と認めた場合には、博士前期課程の学生は、学部の授業科目を履修することができる。この場合、修得した単位は、修了所要単位に含まない。

2 前項の場合、博士前期課程の学生は、履修希望科目の担当教員及び当該学部長の承認を得なければならない。

3 第1項に規定する授業科目のうち、教育職員免許状申請に関する科目として履修する場合は、科目等履修生として履修しなければならない。

(その他必要事項)

第16条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、経済科学研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

(事務担当)

第17条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第18条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この細則は、2001年4月1日から施行する。

2 この細則は、2003年2月10日に第3章の第10条から第12条を追加し、以下章と条文を繰り下げ、また全条項の修士課程を博士前期課程と改める改正をし、2003年4月1日から施行する。

3 この細則は、2003年3月6日に第14条を改正し、2003年4月1日から施行する。

4 この細則は、第4条第2項及び第5条を2003年6月5日に改正し、2004年4月1日に施行する。

5 この細則は、2004年2月9日に第12条第1項及び第14条第3項を改正し、2004年4月1日から施行する。

6 この細則は、第6条、第13条及び第14条を2004年10月28日に改正し、2005年4月1日から施行する。ただし、2004年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 この細則は、2006年12月7日に第2条の2を追加し、第3条第1項、第6条第1項及び第9条第1項を改正して2007年4月1日から施行する。

8 この細則は、第6条第3項を追加し、2011(平成23)年4月1日から施行する。

9 この細則は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行す

る。

- 10 この細則は、2012年7月5日に第10条第1項を改正し、同条に第2項を新たに追加し、同日から施行する。
- 11 この細則は、2013年6月6日に第3条第1項を改正し、2013年4月1日から施行する。
- 12 この細則は、2013年12月5日に第5条、第6条第1項及び同条第4項を改正し、2014（平成26）年4月1日から施行する。ただし、2013（平成25）年度以前に入学した者については、第5条を除き、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 13 この細則は、2015年9月3日に第17条を改正し、2015年10月1日から施行する。
- 14 この細則は、2017年3月1日に第5条を改正し、2017年4月1日から施行する。ただし、2016年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 15 この細則は、2019年3月1日に第15条第1項を改正し、第15条第3項を追加し、2019年4月1日から施行する。ただし、2018年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 16 この細則は、2021年1月6日に第13条第2項、第14条第1項、第3項を改正し、2021年4月1日から施行する。ただし、2020年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。